

## 苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※苦情等とは当組合との取引に関する照会・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

### 1. 当組合へのお申し出先

「お申し出先窓口」

毎日信用組合

店 名	大 阪 本 店	東 京 支 店	西 部 出 張 所
住 所	大阪市北区梅田3丁目4番5号(毎日新聞大阪本社内)	東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号(毎日新聞東京本社内)	北九州市小倉北区紺屋町13番1号(毎日新聞西部本社内)
電話番号	直通 06-6346-8670 内線 8610	直通 03-3215-4646 内線 8610	直通 093-551-2719 内線 8610
受付日 時 間	月～金(休日を除く) 10:00～16:00	月～金(休日を除く) 10:00～16:00	月～金(休日を除く) 10:00～16:00

### 2. 苦情等のお申し出は、当組合のほか、しんくみ相談所でも受け付けています。

名 称	しんくみ相談所 (一般社団法人全国信用組合中央協会内)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話番号	03-3567-2456
受付日 時 間	月～金 (祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00～17:00

### 3. さらに弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争解決を図ることも可能ですので、当組合またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、下記仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00 13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始を除く) 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00 13:00～17:00

なお仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。  
具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。